

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2015年2月号 | No. 2/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

国際機関会合

第 22 回 PCT 国際機関会合が 2015 年 2 月 4 日から 6 日まで東京で開催されました。議長による要約と作業文書は下記の WIPO ウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=35263

米国特許商標庁（USPTO）により提出された文書（“PCT 改善プランのレビュー”；PCT/MIA/22/19）に基づき、今後作業が必要な下記の 5 つの事項を議論しました。

- 国際事務局（IB）を経由した調査手数料及び調査用写しの送付
- 国内移行時の ISA/IPEA による否定的見解への応答義務付け
- 特許審査ハイウェイ（PPH）の PCT への正式統合
- 留保のレビューと確認
- 第 II 章の見解書義務付け

日本国特許庁（JPO）は、PCT 手続きの国際段階と国内段階において可能なさらなる連携促進（“国際段階及び国内段階の連携促進”；PCT/MIA/21/17）に関し、PCT 作業部会の電子フォーラムを通して行われている官庁間の議論について報告しました。本会合は JPO に対し、元の引用特許文献が英語以外の言語である場合に、英語の特許ファミリー文献（そのような英語文献が存在する場合）の関連箇所を明記することにより国際調査報告書（ISR）の有用性をさらに改善する提案をさらに進めることを求めました。

欧州特許庁（EPO）は、EPO によりすでに調査された先の出願に基づいて優先権を主張する国際出願において、出願人が先の出願で作成された調査見解で提起された異議に対する非公式コメントを国際調査機関（ISA）としての EPO へ提出することができる、“PCT Direct”という新しいサービスについて報告しました（PCT/MIA/22/21）（PCT Direct に関する詳細は、*PCT Newsletter* 2014 年 11 月号 4 頁をご覧ください）。現在、当該サービスは受理官庁（RO）としての EPO を利用する出願人のみを対象としています。各機関は、他の RO に対してもこのサービスを拡張することを支持しました。

各機関は、国際出願における従属請求の範囲を定める PCT 規則 6.4 に基づく要件に関して、韓国知的所有権庁（KIPO）により提案された国際調査及び予備審査ガイドライン（PCT ISPE ガイドライン）へのいくつかの修正点を議論し、原則支持しました（PCT/MIA/22/17）。

本会合は EPO 及び KIPO に対し、2015 年 5 月の PCT 作業部会でのプレゼンテーションのため、先の調査及び／又は分類結果を RO から ISA へ送付することに関する提案（PCT/MIA/22/4）をさらに進めることを求めました。

国際機関の任命に関する議論（PCT/MIA/22/3）では、当該機関として効率良く実務を遂行するための品質要件及びこれらが任命基準にどのように反映され得るかについて品質サブグループにおける議論の進捗が検討されました。本会合は品質管理制度に関する要件を強化するための PCT ISPE ガイドラインの第 21 章の見直し、及び国際機関として任命するための申請において適切な品質事項が全て含まれているか確認するための共通の申請書の作成を品質サブグループの勧告として採択しました（品質サブグループの会合に関する詳細は下記参照）。

各機関は、出願人、RO、国際機関及び第三者が利用するために IB が提供する様々な電子サービス（PCT/MIA/22/2）に対し満足している旨、表明しました。特に RO として ePCT 出願を提供している機関は、ePCT 機能に十分満足している旨の発言がなされました。また、IB から電子形式で調査用写しを受理する eSearchCopy への参加に関し各機関から強い関心が寄せられ、現在 RO としての USPTO 及び ISA としての EPO により試行されている、IB を経由した調査手数料の送金と当該サービスを統合する可能性についても言及されました。各機関はさらに XML 形式の調査及び審査報告書、及びイメージ又は様式データよりむしろ XML データによる交換へと移行するための努力を歓迎しました。

他の議題は以下の通りです：

- PCT 最小限資料（PCT/MIA/22/7, 8, 18）、国内特許コレクションの資料の拡張に関するさらなる議論のためのタスクフォースを再稼働する提案を含む
- 特許審査官の研修（PCT/MIA/22/5）
- 補充国際調査制度（PCT/MIA/22/6）
- PCT ISPE ガイドライン公布の提案（PCT/MIA/22/9）
- 新しい配列表の標準（PCT/MIA/22/10）
- WIPO 標準 ST.14 の改訂（引用特許文献における参照を含むことの提案）（PCT/MIA/22/11）
- 国際段階での機関によるカラー図面の処理（PCT/MIA/22/12）
- 今後 3 年間にわたり実施する協働調査及び審査の試行プロジェクト第 3 フェーズ（PCT/MIA/22/13）
- 欠落部分の引用補充に関する手続きの明確化（PCT/MIA/22/14, 14 Add.）
- 同日の優先権主張（PCT/MIA/22/15）
- 国際特許出願からの IPC 分類の欠落（PCT/MIA/22/16）

本会合では、品質サブグループ会合の議長による要約をテークノート（PCT/MIA/22/22 の附属書 II）し、以下のさらなる作業の勧告を承認しました。

- 品質ポリシー、ガイドライン、品質のサンプルチェック手法及びチェック率、品質保証プロセスにおけるチェックリストに関する情報交換の継続
- 来年の品質サブグループ会合での議題のため各機関の品質管理制度の特定の議題に関する経験の共有
- ISR の別個の附属書として、データベース、分類、キーワードを記録する試行プロジェクトの立上げ、及び当該情報を閲覧可能とすることに関心のある機関のための PATENTOSCOPE における全調査記録の掲載の継続を含む、サーチ戦略情報共有のためのスリートラックプロセス
- ISR 及び国際予備審査報告の第 V 欄及び第 VIII 欄に関する標準化項目を実施している機関による情報と経験の共有
- 二つの協働事業の継続：
指定官庁としてのある機関から国際機関としての他の機関へ ISR 及び見解書に関する

フィードバックを提供する2つの機関による試行研究；

国際機関としての一方の機関による国際出願の先行技術文献と、指定官庁としての他方の機関による同じ出願の先行技術文献とを比較する2つの機関における共同メトリクス研究

- PCT ISPE ガイドラインにおける発明の単一性の複雑な事例及びそのカテゴリーの説明と例示の改善に関するさらなる議論
- 利用可能性、表現、メトリクスの範囲及び対象者を考慮に入れた、関係機関及びユーザに対して有益な情報提供が可能なPCTメトリクスの枠組みの開発

多くの官庁における国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料の換算額の変更

2015年1月15日のスイス国立銀行の決定に従い、1ユーロ=1.20スイスフランの為替レートの上限を撤廃したことで、スイスフランは他の多くの通貨に対し15%から20%の間で高騰しました。国際事務局（IB）へ支払う手数料（国際出願手数料、30枚を超える用紙毎の手数料及び取扱手数料）は、手数料表の項目4に掲載されたPCT-EASY及び電子出願の手数料減額同様にスイスフランで設定されていますが、これは様々な現地通貨の換算額で支払可能なため、IBは例外的にそれら特定の通貨の新しい換算額を設定する必要があり、2015年4月1日に実施します。一方で、他の通貨で設定された特定の手数料（調査手数料及び補充調査手数料）のスイスフランの換算額は同日から減額されます。

当該変更により影響を受け、新たにより高い換算額の設定が必要となる通貨は以下の通りです。

AUD	オーストラリアドル
CAD	カナダドル
DKK	デンマーククローネ
EUR	ユーロ
GBP	ポンド
HUF	ハンガリーフォリント
ISK	アイスランドクローナ
KRW	韓国ウォン
NOK	ノルウェークローネ
NZD	ニュージーランドドル
SEK	スウェーデンクローナ
SGD	シンガポールドル
ZAR	南アフリカランド

スイスフランの価値の高騰により当初影響を受けたいくつかの通貨はその後、スイスフランに対し大部分価値を取り戻し、例えば日本円や米ドルのように、結果的に新しい換算額の設定には至らない通貨もあります。

影響を受ける通貨の新しい換算額はPCT手数料表に掲載されています。影響を受ける受理官庁、国際調査機関（ISA）、国際予備審査機関（IPEA）及び補充調査のため指定された機関は、以下の更新されたPCT出願人の手引（<http://www.wipo.int/pct/guide/en/>）の附属書のリストにて容易に確認できます。なお、ISAのリストにおいては、換算額の変更のいくつかは必ずしもスイスフランの価値の変動によるものではなく、他の通貨の価値の変動に伴う場合もありますが、何れも2015年4月1日から実施されるので便宜上、下記に掲載しております。

- 附属書 C (RO) : AT, AU, BA, BE, CA, CY, CZ, DE, DK, EE, EP, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IB, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MT, NL, NO, NZ, PT, RO, SE, SG, SI, SK, SM, ZA
- 附属書 D (ISA) : AT, AU, BR, CA, CL, CN, EG, EP, ES, FI, IL, IN, JP, KR, RU, SE, US, XN
- 附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査)) : AT, EP, FI, RU, SE, XN
- 附属書 E (IPEA) : AT, AU, CA, EP, ES, FI, KR, SE, XN

国際出願の電子出願及び手続

カナダ : カナダ知的所有権庁で ePCT 出願を利用可能な電子出願パッケージの準備

受理官庁としてのカナダ知的所有権庁 (CIPO) は、2015 年 2 月 2 日から、PCT-SAFE に加え、ePCT 出願機能を利用して提出のために準備された国際出願を含むパッケージの出願を CIPO の電子出願サービスを通して受入れることを国際事務局に通知しました。

適用される手数料表の項目 4 に掲載される電子出願の手数料減額は手数料表 I(a)に含まれません。

電子形式による国際出願の提出に関する CIPO の詳細は 2015 年 1 月 29 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

(PCT 出願人の手引 附属書 C (CA) が更新されました。)

サウジアラビア及びラトビア : サウジ特許庁及びラトビア特許庁による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

サウジ特許庁及びラトビア特許庁は、受理官庁の資格において、PCT 規則 89 の 2.1(d)に従い、サウジ特許庁は 2015 年 2 月 1 日から、ラトビア特許庁は 2015 年 3 月 1 日から電子形式での国際出願の受理及び手続を開始する旨、国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は ePCT ポータルサイトの ePCT 出願機能を利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表 I(a)に含まれます。

電子形式による国際出願の提出に関するサウジ特許庁とラトビア特許庁の詳細はそれぞれ 2015 年 1 月 22 日、2015 年 2 月 12 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

(PCT 出願人の手引 附属書 C (LV と SA) が更新されました。)

上記により、ePCT 出願が可能な受理官庁の数は 16 となりました¹。

ePCT 出願は、電子証明書で認証された WIPO ユーザアカウントで利用可能な ePCT プライベートサービスから行えます。ご利用は下記リンク先の ePCT ポータルサイトからどうぞ。

¹ ePCT 出願は次の官庁に対するオンライン出願として利用可能 : RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/EA, RO/EP, RO/FI, RO/IN, RO/LV (2015 年 3 月 1 日から) , RO/MY, RO/NZ, RO/SE, RO/SG

<https://pct.wipo.int/ePCT>

また、上記リンク先から WIPO ユーザアカウントの作成と WIPO 電子証明書の手続きも可能です。ePCT ポータルサイトの“Try ePCT in DEMO mode”（ePCT デモ版）のリンクからデモ出願も可能です。

国際事務局の閉庁日の変更

PCT Newsletter 2015 年 1 月号に掲載された国際事務局（IB）の 2015 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの閉庁日に関して、閉庁日とされていた 2015 年 9 月 24 日は 2015 年 9 月 23 日へ変更になりますのでご注意ください。

国際事務局の閉庁日は下記サイトから確認可能です。

<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

PCT 最新情報

国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料（多くの官庁）

上記“多くの官庁における国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料の換算額の変更”を参照。

- AT：オーストリア（手数料）
- BE：ベルギー（インターネットアドレス）
- CA：カナダ（電子出願、手数料）
- DK：デンマーク
- EE：エストニア（手数料）
- GE：グルジア（手数料）
- IB：国際事務局（手数料）
- IN：インド（国の安全に関する規定）
- LK：スリランカ（代理人に関する要件、手数料）
- LV：ラトビア（電子出願、手数料）
- NO：ノルウェー（国際公開後の仮保護、国際出願の翻訳に関する要件、国際出願の写しの提出、手数料）
- SA：サウジアラビア（電子出願、手数料、国内段階移行の要件の概要）
- SG：シンガポール（所在地とあて名、Eメールとインターネットアドレス、手数料、要求する写しの部数）
- TH：タイ（所在地とあて名）

調査手数料（欧州特許庁、イスラエル特許庁、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁及び他の多くの官庁）

補充調査手数料（連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦））

取扱手数料（多くの官庁）

モロッコにおける欧州特許の認証

欧州特許庁とモロッコ政府間の新しい合意が 2015 年 3 月 1 日より発効され、欧州国以外での最初のそのような合意となります。その日以降、モロッコでの欧州特許及び欧州特許出願（欧州特許として指定のある PCT 出願を含む）の認証が可能となります。モロッコで認証される欧州特許及び出願はモロッコでの特許と同様の法的効果を有し、モロッコの特許法に従うこととなります。

以下の情報は PCT 出願に基づき付与された欧州特許の認証に関するものです。モロッコにおけるそのような欧州特許の認証は出願人の請求のもとに可能であり、2015 年 3 月 1 日以降に提出される国際出願に関しては欧州特許の認証が請求されたものと見なされます。なお、その日以前に提出された PCT 出願や当該出願に基づく欧州特許に関しては有効ではありませんのでご注意ください。

モロッコにおける欧州-PCT出願の認証のためには、欧州広域段階へ移行可能な 31 ヶ月の期限前、又は国際調査報告書の公開日から 6 ヶ月以内の何れか遅い期限内に、EPOへ認証手数料（現在 240 ユーロ）を支払う必要があります。その期限を超過した後であっても、下記の期間内に 50%の追加料金を支払うことで、認証手数料の支払は有効になります²。

- 2 ヶ月のグレースピリオド期間内、又は、
- 指定手数料に関する手続続行請求と共に：指定手数料の未払いを受け EPC 規則 112(1) に基づく権利喪失の連絡の通知から 2 ヶ月以内

認証国としてのモロッコに関する参照は欧州段階（指定又は選択官庁としての EPO）へ移行する際に必要な様式（様式 EPA/EPO/OEB 1200）に含まれます。当該様式の更新版は 2015 年 3 月 1 日に EPO のウェブサイトにて入手可能になり、*PCT 出願人の手引* EP 国内段階の附属書としても掲載されます。

詳細に関しては、以下のリンクをご覧ください。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20150216.html>

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/president-notice/archive/20150216.html>

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20150216.html>

<http://www.epo.org/news-issues/news/2015/20150119.html>

<http://www.ompic.org.ma/fr/actualites/echange-de-lettres-dans-le-cadre-du-systeme-de-validation-des-brevets>（仏語）

米国特許商標庁：2015 年 2 月 17 日の休業

悪天候のため、米国特許商標庁は 2015 年 2 月 17 日に公的な事務処理を目的とした開庁を行いませんでした。その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたる場合、その期限は延長され、次の就業日である 2015 年 2 月 18 日に満了します。

² 拡張手数料の支払におけるグレースピリオド期間と同様の手続であり、詳細は OJ EPO 2009, 603 をご覧ください。（http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/12_09/12_6039.pdf）

PATENTSCOPE ニュース

調査及び審査の関連書類

PATENTSCOPE にて公開される国際出願の“書類”タブに新しい項目“調査及び審査の関連書類”が追加されました。当該項目は、ISR、サーチ戦略、見解書、特許性に関する国際予備報告、報告書や見解書の英訳、及び第三者情報提供など、国際事務局で受理され又は準備された範囲で調査及び審査に関連する書類を全てまとめることで、請求された発明の特許性の判断に関心のあるユーザに役立てることを目的としています。

ドイツ及びポルトガルの国内コレクション

PATENTSCOPE 検索サービスはドイツ及びポルトガルの国内特許コレクションを追加しました。

ドイツのコレクションは、1987年以降に公開された特許出願及び特許、1999年以降に公開された実用新案を含む200万件以上のフルテキストの書類を収蔵します。これらの書類はインデックスされ検索可能です。また、前記よりも古い約450万件のフルテキストの書類もアップロードされましたが、光学文字認識(OCR)の品質の信頼性欠如によりインデックスされていません。しかしながら、閲覧可能であり自動翻訳することも可能です。

ポルトガルのコレクションは10万件もの書誌データを保有しています。2015年内にはポルトガル語のフルテキストの書類の検索サービスを追加する予定です。

これら2つの新しいコレクションにより、39の国又は広域の官庁のデータがPATENTSCOPE検索サービスで利用可能になりました。下記のリンク先をご覧ください。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

PATENTSCOPE検索システムに関するパワーポイントのプレゼンテーション資料

2014年9月から2015年2月の間に、PATENTSCOPE検索システムに関する下記のトピックのウェビナーが行われました。

- PATENTSCOPE検索システムで利用可能な分析及び翻訳ツールの実演 (2014年9月)
- PATENTSCOPEでのIPCの概要と統計及び調査 (2014年10月)
- 複雑な検索式の作り方を学ぶ (2014年11月)
- PATENTSCOPE検索システム 2014年の進展 (2014年12月)
- 簡易検索及び構造化検索インターフェイスの使い方 (2015年2月)

これらのウェビナーで使用したパワーポイント資料は次のリンク先から利用可能です：

<http://www.wipo.int/patentscope/en/webinar/index.html>

PATENTSCOPE 検索サービスに関するウェビナーは今後も行われます。PCT セミナーカレンダー末尾にある PCT ウェビナーのリストをご参照ください。

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT Newsletter 2014 の索引

2014 年の PCT Newsletter の索引（項目のアルファベット順、国や官庁のアルファベット順の 2 つの索引を用意）は下記リンク先から PDF でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2014/pct_news_2014_14.pdf

PCT 同盟総会の報告書

2014 年 9 月 22 日から 30 日までジュネーブで開催された PCT 同盟総会の最終報告書（PCT/A/46/6）は、下記リンク先でアラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語、スペイン語でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=33287

欧州資格試験 “the European Qualifying Examination” のための資料

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験 (EQE) のための資料の準備を手助けするため、EQE の試験委員会の同意のもと、2014 年 12 月 31 日時点の PCT 出願人の手引の英語版と仏語版の国際段階と国内段階の 4 つの PDF ファイルが PCT ウェブサイトに掲載されました。

（英語）<http://www.wipo.int/pct/en/eqe/ip.pdf>

（仏語）<http://www.wipo.int/pct/fr/eqe/ip.pdf>

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局とスペイン特許商標庁における、2015 年 1 月 1 日発効の国際調査及び国際予備審査機関としての当該官庁の機能に関する改正された取決めが PDF 形式で英語及び仏語で掲載されました。

（英語）http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_es.pdf

（仏語）http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_es.pdf

実務アドバイス

明白な誤記の訂正のための請求が権限のある機関に拒否された場合、どのような対応ができますか？

Q: 国際出願と共に急いで準備した非公式の図面を提出しました。その後、公式の図面を準備しているときに、元の図面に小さな間違いがあることに気がつき、公式の図面で修正しました。しかし、後に提出した公式の図面は元々提出していた図面と差異があったため受理官庁より拒否されました。そのため、PCT 規則 91.1 に基づく明白な誤記の訂正のための請求を差替え図面と修正の説明と共に国際調査機関（ISA）に提出しました。残念ながら、当該請求はその後 ISA より拒否されました。本件を是正するために国際段階にて可能な対応はありますか？

A: 訂正のための請求を許可する権限のある機関（本件では ISA）が PCT 規則 91 に基づく訂正の許可を拒否する場合、国際段階において誤記を訂正するさらなる機会はありません。しかしながら、PCT 規則 91.3(d)に基づき、当該訂正のための請求や当該機関による拒否の理由、当該訂正のための請求を弁護するために提出することが可能な簡単な意見書を公開することを IB へ要請することができます。IB はすでに ISA から当該訂正のための請求の写し、当該請求に対する ISA の拒否の通知及び拒否の理由を直接受け取っているでしょう。

訂正のための請求、拒否の理由、及び提出することが可能な意見書を含む情報の公開の要請は、訂正のための請求の拒否の日から 2 ヶ月以内に IB へ到達すべきであり、同時に PCT 実施細則第 113 号(c)に規定される特別な手数料、これは *PCT 出願人の手引* 附属書 B2 (IB) (http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexb2/ax_b_ib.pdf) にも記載されていますが、その支払いが条件となります。手数料は現在、50 スイスフランに 1 頁を超える頁毎に 12 スイスフランが追加されます。なお、出願人は ePCT (<https://pct.wipo.int/ePCT>) の“ドキュメントアップロード”機能を利用して IB へ公開の要請を提出できます。

拒否された訂正のための請求に関する情報は、その要請が国際公開の技術的準備が完了する前に受理された場合には、国際出願と同時に公開されますが、そうでなければその後公開されます。

拒否された訂正のための請求に関する情報とともに提出することが可能な意見書の公開を要請することにより、当該情報は PATENTSCOPE にて閲覧可能となり、指定（又は選択）官庁（及び第三者）は、誤記を含む図面や国内段階において誤記の訂正のための請求をする可能性があることに留意するでしょう。明白な誤記の訂正に関する国内法令や実務に従い、指定官庁に対してさらなる要請をすることもできます。

明白な誤記の訂正のための請求に関する詳細は、*PCT 出願人の手引* 国際段階の概要のパラグラフ 11.033 から 11.044 をご覧ください。

(http://www.wipo.int/pct/en/appguide/text.jsp?page=ip11.html#_rectif_mistakes)

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧